

契約日が2025年9月1日以降の保険契約から 保険料率を改定いたします

ニッセイ一時払終身保険 マイステージ

1回のお払込みで、終身にわたって死亡に備えながら、
資産形成ができる保険です。

<ご提案例> ● 一時払



※所定の高度障がい状態該
当時に死亡保険金にかえ
てお支払いする高度障がい
保険金等の取扱いはあ
りません。

保険料率改定前後での保険料例（上記のご提案例で新たにご加入の場合）

改定前【2025年8月31日以前】

契約 年齢	一時払 保険料①	解約払戻金②・返戻率(②÷①)				元本 回復 期間
		5年後		10年後		
		解約払戻金	返戻率	解約払戻金	返戻率	
30歳	7,036,300円	707.2万円	100.5%	731.6万円	103.9%	5年
40歳	7,516,400円	756.9万円	100.6%	782.7万円	104.1%	4年
50歳	8,026,900円	808.9万円	100.7%	835.4万円	104.0%	4年
60歳	8,554,400円	861.8万円	100.7%	887.9万円	103.7%	4年
70歳	9,079,200円	913.2万円	100.5%	935.9万円	103.0%	4年
80歳	9,559,500円	954.5万円	99.8%	968.8万円	101.3%	6年
90歳	9,777,500円	979.2万円	100.1%	986.5万円	100.8%	5年

改定後【2025年9月1日以降】

契約 年齢	一時払 保険料③	解約払戻金④・返戻率(④÷③)				元本 回復 期間
		5年後		10年後		
		解約払戻金	返戻率	解約払戻金	返戻率	
30歳	5,637,100円	573.7万円	101.7%	605.7万円	107.4%	4年
40歳	6,257,200円	639.4万円	102.1%	674.6万円	107.8%	4年
50歳	6,946,300円	711.2万円	102.3%	748.8万円	107.7%	3年
60歳	7,688,500円	787.0万円	102.3%	825.6万円	107.3%	3年
70歳	8,456,400円	863.7万円	102.1%	898.5万円	106.2%	3年
80歳	9,184,600円	927.3万円	100.9%	949.5万円	103.3%	4年
90歳	9,585,400円	966.0万円	100.7%	977.7万円	101.9%	3年

契約 年齢	一時払 保険料⑤	解約払戻金⑥・返戻率(⑥÷⑤)				元本 回復 期間
		5年後		10年後		
		解約払戻金	返戻率	解約払戻金	返戻率	
30歳	6,779,000円	680.4万円	100.3%	703.7万円	103.8%	5年
40歳	7,237,200円	727.9万円	100.5%	752.7万円	104.0%	5年
50歳	7,727,300円	778.2万円	100.7%	804.5万円	104.1%	4年
60歳	8,245,100円	831.6万円	100.8%	859.4万円	104.2%	4年
70歳	8,794,000円	887.0万円	100.8%	913.6万円	103.8%	4年
80歳	9,335,900円	937.3万円	100.3%	956.6万円	102.4%	5年
90歳	9,655,900円	971.4万円	100.6%	981.9万円	101.6%	3年

契約 年齢	一時払 保険料⑦	解約払戻金⑧・返戻率(⑧÷⑦)				元本 回復 期間
		5年後		10年後		
		解約払戻金	返戻率	解約払戻金	返戻率	
30歳	5,315,400円	539.5万円	101.4%	569.2万円	107.0%	4年
40歳	5,891,500円	600.6万円	101.9%	633.6万円	107.5%	4年
50歳	6,535,800円	668.1万円	102.2%	704.6万円	107.8%	3年
60歳	7,246,400円	743.0万円	102.5%	783.3万円	108.0%	3年
70歳	8,033,200円	824.2万円	102.5%	864.2万円	107.5%	3年
80歳	8,841,800円	900.5万円	101.8%	930.4万円	105.2%	3年
90歳	9,394,500円	953.6万円	101.5%	970.4万円	103.2%	2年

※改定前の保険料は、2025年8月31日(計算基準日)以前のもの、改定後の保険料は、2025年9月1日(計算基準日)以降のものです。
 ※被保険者のご契約年齢・保険料率・取扱条件は、計算基準日に基づいて計算しております。
 ※記載の解約払戻金額・返戻率は、5年後、10年後の計算基準日前日に対応する日の概算数値を表示しております。
 ※記載の返戻率は、積立配当金を考慮しておりません。

! 解約払戻金はご契約後の経過年月数によっては、一時払保険料よりも少ない金額となります。(いわゆる元本割れの期間があります。)



日本生命保険相互会社

必ずご確認ください

- ⚠ 保険料率改定後の保険料でご加入を希望される場合、契約日は2025年9月1日以降となるため、以下の点にご留意ください。**
- ・ご加入までの間に健康状態等に变化があった場合、新たにご加入いただけなくなる場合があります。
 - ・契約年齢が上がり、保険料が高くなることや、元本回復期間が長期化することがあります。
 - ・責任開始日までの保障はありません。(2025年8月中の保障開始はできません。)

ご検討に際してご留意いただきたい点

- 当資料に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しておりますので、あくまで参考情報としてご利用ください。
- 詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご確認ください。
- 契約年齢は、満年齢で記載しております。
ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約日に対応する日(契約応当日)ごとに1歳を加えて計算しております。
- ご契約にあたっては、契約日を計算基準日とし、その時点の契約年齢・保険料率等によりあらためて計算しますので、記載の数字と異なることがあります。
- 当資料でご紹介しております商品の「契約概要」などを希望される場合には、お客様の取扱担当者にお申し出いただくか、最寄りのお客様窓口にご請求ください。

当資料に記載の保険料水準は所定の前提に基づく一例です。

保険料率の改定による保険料への影響は、お客様の契約年齢・性別・保険期間等の契約条件により異なります。



引受保険会社

日本生命保険相互会社

本店：〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12
東京本部：〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては
0120-201-021(ニッセイコールセンター)

ホームページ <https://www.nissay.co.jp>